

○ 協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）

改正案	現行
<p>（信用協同組合等の特定関係者）</p> <p>第三条の二 銀行法第十三条の二本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 当該信用協同組合等を所属信用協同組合（法第六条の三第三項に規定する所属信用協同組合をいう。以下同じ。）とする信用協同組合代理業者（同項に規定する信用協同組合代理業者をいう。以下この項、次条第一項、第五条の十三及び第七条第二項において同じ。）並びに当該信用協同組合代理業者の子法人等及び関連法人等（前号に掲げる者を除く。）</p> <p>三・四 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（信用協同組合代理業者等についての銀行法の読替え）</p> <p>第五条の五 法第六条の五第一項において銀行法の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>（信用協同組合等の特定関係者）</p> <p>第三条の二 銀行法第十三条の二本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 当該信用協同組合等を所属信用協同組合（法第六条の三第三項に規定する所属信用協同組合をいう。以下同じ。）とする信用協同組合代理業者（同項に規定する信用協同組合代理業者をいう。以下この項、次条第一項、第五条の七及び第七条第二項において同じ。）並びに当該信用協同組合代理業者の子法人等及び関連法人等（前号に掲げる者を除く。）</p> <p>三・四 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（信用協同組合代理業者等についての銀行法の読替え）</p> <p>第五条の五 法第六条の五第二項の規定による銀行法の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>

読み替える銀行法の規定	(略)	読み替えられる字句	(略)	読み替える字句	(略)
第五十二条の六十一 第二項	第五十二条の四十三 から第五十二条の五 十六まで	第五十二条の四十 三から第五十二条 の五十六まで(第 五十二条の四十五 の二を除く。)及 び同法第六条の五 の十一			

2
(略)

(認定信用協同組合電子決済等代行業者協会の認定の申請)

第五条の七 法第六条の五の七の規定による認定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を金融庁長官に提出してしなければならない。

- 一 名称
- 二 事務所の所在地
- 三 役員の氏名
- 四 法第六条の五の七第二号に規定する協会の氏名又は名称

読み替える銀行法の規定	(略)	読み替えられる字句	(略)	読み替える字句	(略)
第五十二条の六十一 第二項	第五十二条の四十三 から第五十二条の五 十六まで	第五十二条の四十 三から第五十二条 の五十六まで(第 五十二条の四十五 の二を除く。)及 び同法第六条の五 の二			

2
(略)

(新設)

2 前項の申請書には、定款、登記事項証明書その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

(信用協同組合電子決済等代行業者等についての銀行法の読替え)
 第五条の八 法第六条の五の十第一項において銀行法の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える銀行法の規定	第五十二条の六十一の五第一項第一号ホ	読み替えられる字句	協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法	読み替える字句	信用金庫法、労働金庫法、銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)
第五十二条の六十一の二十五第二項	認定業務	認定業務(協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の七に規定する認定業務をいう。第五十二条の			

(新設)

		六十一の二十八
		第一項及び第五
		十二条の六十一
		の二十九におい
		て同じ。)

（信用協同組合電子決済等代行業者の登録の基準となる法律の範囲）

第五条の九 法第六条の五の十第一項において準用する銀行法（次条

（第一項第四号及び第二項第四号を除く。）、第五条の十一（同条の表を除く。）、第五条の十二及び第九条において「銀行法」という。）第五十二条の六十一の五第一項第一号ホに規定する政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 中小企業等協同組合法
- 二 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）

（認定信用協同組合電子決済等代行業者協会に係る名称の使用制限の適用除外）

第五条の十 銀行法第五十二条の六十一の二十一第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる認定のいずれかを受けた者とする。

- 一 農業協同組合法第九十二条の五の六の規定による認定

（新設）

（新設）

-
- 二 水産業協同組合法第二百一条の五の六の規定による認定
 - 三 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の十の規定による認定
 - 四 銀行法第五十二条の六十一の十九の規定による認定
 - 五 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の五の七の規定による認定
 - 六 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第六十条の二十一の規定による認定
- 2 | 銀行法第五十二条の六十一の二十一第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる者のいずれかの社員である者とする。
- 一 農業協同組合法第九十二条の五の七に規定する認定特定信用事業電子決済等代行業者協会
 - 二 水産業協同組合法第二百一条の五の七に規定する認定特定信用事業電子決済等代行業者協会
 - 三 労働金庫法第八十九条の十一に規定する認定労働金庫電子決済等代行業者協会
 - 四 銀行法第二条第十九項に規定する認定電子決済等代行業者協会
 - 五 農林中央金庫法第九十五条の五の八に規定する認定農林中央金庫電子決済等代行業者協会
 - 六 株式会社商工組合中央金庫法第六十条の二第三項に規定する認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会
-

(認定信用協同組合電子決済等代行業者協会の役員等がその職務に関して知り得た情報の目的外利用の禁止の適用除外)

第五条の十一 銀行法第五十二条の六十一の二十五第二項に規定する政令で定める業務は、法第六条の五の八に規定する認定信用協同組合電子決済等代行業者協会が次の表の上欄に掲げる認定のいづれかを受けた一般社団法人であつて、当該認定信用協同組合電子決済等代行業者協会の役員等(銀行法第五十二条の六十一の二十五第一項に規定する役員等をいう。以下この条において同じ。)が当該一般社団法人の同表の下欄に掲げる業務に従事する役員等である場合における当該業務とする。

農業協同組合法第九十二条の五の六の認定	同法第九十二条の五の七に規定する業務
水産業協同組合法第二百一十一条の五の六の認定	同法第二百一十一条の五の七に規定する業務
労働金庫法第八十九条の十の認定	同法第八十九条の十一に規定する業務
銀行法第五十二条の六十一の十九の認定	同法第五十二条の六十一の二十に規定する業務

(新設)

農林中央金庫法第九十五条の五の七の 認定	同法第九十五条の五の 八に規定する業務
株式会社商工組合中央金庫法第六十条 の二十一の認定	同法第六十条の二十二 に規定する業務

(外国法人等である信用協同組合電子決済等代行業者に対して法の
規定を適用する場合の読替え)

第五条の十二 信用協同組合電子決済等代行業者（法第六条の五の三
第一項に規定する信用協同組合電子決済等代行業者をいい、法第六
条の五の九第六項の規定により信用協同組合電子決済等代行業者と
みなされる電子決済等代行業者（同条第一項に規定する電子決済等
代行業者をいう。）を含む。第九条第一項から第三項までにおいて
同じ。）が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合におけ
る法の規定の適用に当たつての銀行法第五十二条の六十一の三十の
規定による読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える銀行法の 規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十二条の六十一	氏名	氏名及び外国に住

(新設)

<p>の三第一項第一号</p>	<p>第五十二条の六十一 の三第一項第三号</p>	<p>第五十二条の六十一 の三第二項第二号</p>	<p>第五十二条の六十一 の七第一項第三号</p>
<p>所在地</p>	<p>所在地</p>	<p>含む。）</p>	<p>役員</p>
<p>所を有する個人にあつては、日本における代理人の商号、名称又は氏名</p>	<p>所在地並びに主たる営業所又は事務所の名称及び所在地（外国に主たる営業所又は事務所を有する場合に限る。）</p>	<p>含む。）並びに国内における主たる営業所又は事務所の登記事項証明書（国内に営業所又は事務所を有する 場合に限る。）</p>	<p>役員（外国の法令上これと同様に取</p>

<p>第五十二条の六十一 の八第一項第四号</p>	<p>第五十二条の六十一 の七第一項第五号</p>	<p>第五十二条の六十一 の七第一項第四号</p>	
<p>事務所</p>	<p>とき</p>	<p>破産管財人</p>	<p>決定により解散した とき</p>
<p>事務所の連絡先及び 国内に当該営業</p>	<p>とき（国内における 営業所又は事務所の 清算を開始したときを 含む。）</p>	<p>破産管財人（外国の 法令上これと同様に 取り扱われている者 を含む。）</p>	<p>決定（外国の法令上 これに相当するもの を含む。次号にお いて同じ。）を受け たとき</p>
<p>り扱われている者 を含む。）</p>			

	<p>第五十二条の六十一 の十七第二項</p>	<p>所又は事務所を有 しない場合にあつ ては、日本におけ る代表者又は代理 人</p>
	<p>営業所</p>	<p>国内における営業 所</p>
	<p>所在（法人である場 合にあつては、その 法人を代表する役員 の所在）</p>	<p>日本における代表 者若しくは代理人 の所在</p>

（情報通信の技術を利用した提供）

第五条の十三 信用協同組合等又は信用協同組合代理業者は、法第六
条の五の十一において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商
品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法
第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六
項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項、第三
十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合
を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取

（情報通信の技術を利用した提供）

第五条の七 信用協同組合等又は信用協同組合代理業者は、法第六
条の五の二において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取
引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三
十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項に
おいて準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項、第三十七
条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含
む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法

引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 (略)

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第五条の十四 (略)

(顧客の判断に影響を及ぼす重要事項)

第五条の十五 準用金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 特定預金等契約（法第六条の五の十一に規定する特定預金等契約をいう。以下同じ。）に関して顧客が支払うべき手数料、報酬その他の対価に関する事項であつて内閣府令で定めるもの

二・三 (略)

2 (略)

(金融商品取引法を準用する場合の読替え)

第五条の十六 法第六条の五の十一の規定による金融商品取引法の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 (略)

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第五条の八 (略)

(顧客の判断に影響を及ぼす重要事項)

第五条の九 準用金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 特定預金等契約（法第六条の五の二に規定する特定預金等契約をいう。以下同じ。）に関して顧客が支払うべき手数料、報酬その他の対価に関する事項であつて内閣府令で定めるもの

二・三 (略)

2 (略)

(金融商品取引法を準用する場合の読替え)

第五条の十 法第六条の五の二の規定による金融商品取引法の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える金融商品 取引法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)

(権限の委任)

第七条 法第七条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限（次条第一項及び第四項並びに第九条第一項及び第四項において「長官権限」という。）のうち次に掲げるものは、信用協同組合に関するものに限り、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第五号から第六号の二までに掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〜八 (略)

2・3 (略)

第八条 次に掲げる長官権限は、申請者（法第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。）又は信用協同組合代理業者（法第六条の五第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十一第二項の規定により信用協同組合代理業者とみなされる信用組合等（法第六条の四に規定

読み替える金融商品 取引法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)

(権限の委任)

第七条 法第七条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限（次条第一項において「長官権限」という。）のうち次に掲げるものは、信用協同組合に関するものに限り、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第五号から第六号の二までに掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〜八 (略)

2・3 (略)

第七条の二 次に掲げる長官権限は、申請者（法第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。）又は信用協同組合代理業者（法第六条の五第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十一第二項の規定により信用協同組合代理業者とみなされた信用組合等（法第六条の四に規定

する信用組合等をいう。)を含む。以下この条において同じ。)の主たる営業所又は事務所(以下この条において「主たる営業所等」という。)の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〇十 (略)

2〇5 (略)

第九条 次に掲げる長官権限は、登録申請者(銀行法第五十二条の六

十一の三第一項に規定する登録申請者をいう。)又は信用協同組合電子決済等代行業者の主たる営業所又は事務所(外国法人又は外国に住所を有する個人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所。以下この条において「主たる営業所等」という。)の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該登録申請者又は信用協同組合電子決済等代行業者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長)に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 銀行法第五十二条の六十一の三第一項の規定による登録申請書の受理

二 銀行法第五十二条の六十一の四第一項及び第五十二条の六十一の六第二項の規定による登録

規定する信用組合等をいう。)を含む。以下この条において同じ。

(の)の主たる営業所又は事務所(以下この条において「主たる営業所等」という。)の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〇十 (略)

2〇5 (略)

(新設)

-
- 三| 銀行法第五十二条の六十一の四第二項及び第五十二条の六十一の五第二項の規定による通知
- 四| 法第六条の五の九第三項の規定及び銀行法第五十二条の六十一の四第三項の規定による公衆への縦覧
- 五| 銀行法第五十二条の六十一の五第一項の規定による登録の拒否
- 六| 法第六条の五の九第二項及び第七条の二第三項の規定並びに銀行法第五十二条の六十一の六第一項及び第三項並びに第五十二条の六十一の七第一項の規定による届出の受理並びに銀行法第五十二条の六十一の十三の規定による報告書の受理
- 七| 銀行法第五十二条の六十一の十四第一項及び第二項の規定による報告及び資料の提出の命令
- 八| 銀行法第五十二条の六十一の十五第一項及び第二項の規定による質問及び立入検査
- 九| 銀行法第五十二条の六十一の十六の規定による命令
- 十| 法第六条の五の九第四項の規定並びに銀行法第五十二条の六十一の十七第一項及び第二項の規定による処分
- 十一| 銀行法第五十二条の六十一の十八の規定による登録の抹消
- 2| 前項第七号及び第八号に掲げる権限で信用協同組合電子決済等代行業者の主たる営業所等以外の営業所又は事務所その他の施設（以下この条において「従たる営業所等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行
-

うことができる。

3 前項の規定により、信用協同組合電子決済等代行業者の従たる営業所等に対して報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該信用協同組合電子決済等代行業者の主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対して検査等の必要を認めるときは、当該主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対し、検査等を行うことができる。

4 前三項の規定は、第一項各号に掲げる長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。

5 金融庁長官は、前項の規定による指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。